

横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針

横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、横浜市における令和6年度グリーン購入の推進を図るための調達方針を定めます。

1 特定調達物品等の令和6年度における調達の目標

特定調達物品等全24品目について、調達目標は次のとおりとします。

(1) 次の品目については、調達目標は100%とします。

1	<u>紙類</u>	12	<u>自動車等</u> ※自動車は、リース、レンタル契約を含む。
2	<u>文具類</u>	13	<u>消火器</u>
3	<u>オフィス家具類</u>	14	<u>制服・作業服等</u>
4	<u>画像機器等</u> ※カートリッジ類以外はリース、レンタル契約を含む。	15	<u>インテリア・寝装寝具</u> ※毛布等は、リース、レンタル契約を含む。 ※再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択すること。
5	<u>電子計算機器等</u> ※記録用メディア以外のリース、レンタル契約を含む。	16	<u>作業手袋</u>
6	<u>オフィス機器等</u> ※シュレッダー及びデジタル印刷機は、リース、レンタル契約を含む。	17	<u>その他繊維製品</u> ※テント・シート類、モップは、リース、レンタル契約を含む。
7	<u>移動電話等</u> ※リースレンタル契約を含む。	18	<u>設備</u> ※生ごみ処理機は、リース、レンタル契約を含む。 ※地球温暖化対策の一環としても導入促進に努めることとする。
8	<u>家電製品</u> ※電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機は、リースレンタル契約を含む。	19	<u>災害備蓄用品</u>
9	<u>エアコンディショナー等</u> ※購入する物品及び新たにリース、レンタルを行うものを対象とする。	20	<u>公共工事</u> ※事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等を留意し、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針の別記に規定する公共工事の調達推進の基準」に掲げる事項に支障がない工事又は部位において、特定調達物品等で定める判断の基準を満たすものを調達すること。
10	<u>温水機器等</u> ※リース、レンタル契約を含む。	21	<u>役務</u>
11	<u>照明</u>	22	<u>ごみ袋</u>

(2) 次の品目については、記載のとおりとします。

23	<u>横浜市から排出される廃棄物を利用した再生材等の使用</u> 廃棄物再生材等の利用範囲を拡大し、極力利用量の拡大を図ることとする。	24	<u>神奈川リサイクル認定製品</u> 優先的な利用を推進する。
----	--	----	---

(3) (1)、(2)に調達目標を定めるほか、さらに環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとします。

2 特定調達物品等以外の調達を推進する物品等

特定調達物品等以外の物品の選択に当たっては、基本方針「2(1)環境物品等」の判断の基準に基づき、グリーン購入に努めます。

3 物品等の調達手順

物品等の調達手順については「横浜市グリーン購入基本方針に定める物品等の調達手順書（文具等用）（公共工事等用）」（令和6年4月改定）に基づき調達してください。

4 グリーン購入実施状況報告

「グリーン購入の実績管理及び実績調査手順書」に基づき、実施状況の管理及び調査、公表を行います。